

北海道札幌東高等学校におけるいじめ防止対策のための組織

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的かつ組織的に行うために、次の組織によって推進する。

1 いじめ防止対策委員会

(1) 委員の構成

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教諭など

(2) 委員会の役割

- (ア) 「北海道札幌東高等学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- (イ) いじめの相談、通報の窓口
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (エ) いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応

図 いじめの防止等の対策のための組織

